

公立大学法人山梨県立大学大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料及び入学料減免規程
(令和2年4月1日制定 法人5201-3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「支援法」という。）、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号。以下「支援法施行令」という。）、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「支援法施行規則」という。）及び公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程（平成22年4月1日制定 法人5201号）第13条の規定に基づき、授業料及び入学料（以下「授業料等」という。）の減免（減額又は免除をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の減免)

- 第2条 支援法に基づき、授業料等の減免を受けようとする者は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（以下「授業料等減免申請書」という。）により、理事長に申請するものとする。
- 2 前項の規定による申請を行った者については、減免の決定があるまでは授業料の徴収を猶予する。
- 3 第1項の規定による申請を行った者のうち、理事長が別に定める者については、減免の決定があるまでは入学料の徴収を猶予することができる。
- 4 授業料等の減免の決定（授業料の全額を免除する旨の決定を除く。）を受けた者は、納付すべき授業料等を理事長が指定する期日までに納付しなければならない。

(授業料等減免の対象者)

- 第3条 授業料等の減免は、支援法第4条第1項の規定により、本学に在学する学生のうち、特に優れた者であり、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者に対して行う。
- 一 当該学生が三人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持されている子等であること。
- 二 当該学生及びその生計を維持する者の収入の状況に鑑み、これらの者に授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況にあること。

(授業料等減免対象者の認定のための選考)

- 第4条 授業料等の減免を受けることのできる者は、支援法施行規則第9条及び第10条に定める選考により決定する。
- 2 理事長は、第2条第1項の規定による申請があったときは、その書類を審査して授業料等の減免を決定し、授業料等減免認定結果通知書により通知するものとする。

(減免の額)

第5条 減免の額については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区 分	減免の額	
	授 業 料	入 学 料
(1) 支援法施行令第2条第1項 第1号及び第2号イに該当する者	267,900円 (前期分又は後期分の授業料の全額)	282,000円 (入学の日1年前から引き続き山梨県に住所を有する者に適用される入学料の全額に相当する額)
(2) 支援法施行令第2条第1項 第2号ロに該当する者	178,600円 (前項の額の3分の2に相当する額)	188,000円 (前項の額の3分の2に相当する額)

(3) 支援法施行令第2条第1項 第2号ハに該当する者	89,300円 (1の項の額の3分の1 に相当する額)	94,000円 (1の項の額の3分の1 に相当する額)
(4) 支援法施行令第2条第1項 第2号ニに該当する者	67,000円 (1の項の額の4分の1 に相当する額)	70,500円 (1の項の額の4分の1 に相当する額)

2 授業料の減免は、年度を山梨県立大学学則（平成22年4月1日制定 大学第1001号）第5条第2項に規定する2期の区分によるものとし、当該期分の区分ごとに決定する。

（学業成績判定の学部等の区分）

第6条 支援法施行規則別表第2備考第2号に規定する学部等とは、次のとおりとする。

- (1) 国際政策学部総合政策学科
- (2) 国際政策学部国際コミュニケーション学科
- (3) 人間福祉学部福祉コミュニティ学科
- (4) 人間福祉学部人間形成学科
- (5) 看護学部看護学科

（学業成績の判定及び通知）

第7条 理事長は、支援法施行規則第12条の規定により、支援法に基づく授業料の減免対象者について学業成績の判定を行った場合は、その者に対し適格認定における学業成績の判定結果通知書により通知するものとする。

（収入額及び資産額等の判定通知）

第8条 理事長は、支援法施行規則第13条の規定により、支援法に基づく授業料の減免対象者について収入額及び資産額等の判定を行った場合は、その者に対し適格認定における収入額・資産額の判定結果通知書により通知するものとする。

2 前項の規定による適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、毎年10月に当該授業料等減免の額の変更を行うものとする。

（授業料減免の期間）

第9条 支援法に基づき行う授業料の減免の期間は、支援法施行令第3条の定めるところによる。

（減免の取消し）

第10条 理事長は、減免の承認を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

- (1) 授業料等減免申請書又はこれに添付した書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 退学又は停学（期間の定めがないもの又は3か月以上の期間のものに限る。）の処分を受けた場合
- (3) 減免後の授業料の納付期限を守らない場合
- (4) 支援法に基づく減免を受けた者で、その者の学業成績が、支援法施行規則第15条第1項第2号に規定する区分に該当する場合

2 理事長は、前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の取消しを行った場合は、その者に対し認定取消通知書により通知するものとする。

3 理事長は、支援法施行規則第18条第1項の規定による授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を行った場合は、その者に対し認定の効力停止に関する通知書により通知するものとする。

4 第2項及び前項の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消された者又は授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された者は、納付すべき授業料又は入学料を一括して理事長が定める期日までに納付しなければならない。この場合において、既にその一部を納付しているときは、その残額を納付しなければならない。

（入学料の還付）

第11条 理事長は、入学した年度の前期授業料について支援法に基づく減免を決定した場合（入学した月以後に生計維持者（支援法施行規則第10条第4項に規定する生計維持者をいう。）の家計が急変したことにより減免を決定した場合及び第2条第3項により入学の徴収を猶予した場合を除く。）は、その者に対し納付された入学料を還付する。

（月割り計算）

第12条 支援法に基づく授業料の減免において、次に掲げる場合の減免額は、月割りにより計算する。

- （1） 生計維持者の家計が急変したことによる場合
- （2） 授業料の減免を受けていた者が、減免の停止を求めた場合
- （3） 停止された減免の扱いを再開する場合

（書類の様式）

第13条 この規程の実施に関する書類の様式は、別に定める。

（その他）

第14条 この規程に定めるもののほか、支援法に基づく授業料の減免に係る取扱い基準については支援法、支援法施行令及び支援法施行規則の定めるところにより、その他授業料の減免の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和元年度以前に入学した学生については、支援法の公布日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年7月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年5月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年10月14日から施行する。